

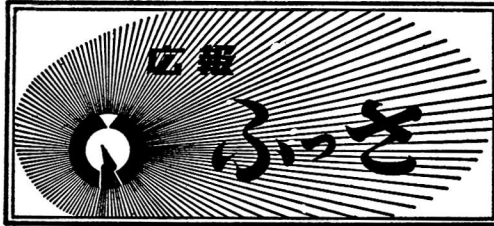
市の人口

昭和46年 8月1日現在

住民台帳人口39,106人

内	男	19,249人
	女	19,857人

世帯数 12,672



1971. 8. 20

No. 113

発行所 福生市役所

発行兼 企画調査室
編集人

電話51-1511・内線212



“もう泳げます。”

楽しいお母さんの水泳教室

8月9日から13日まで、泳げない人を対象とした水泳教室が、市民プールで開催されましたが、20名のお母さんと12名のこどもたちが参加、毎日午前10時から12時まで、バタあし、クロール、平泳ぎなどの基礎訓練を市の体育指導員からうけました。

はじめ、水をこわがっていたお母さん方も慣れるにしたがってめきめき上達、最終日には25mを楽に泳げるようになりました。

参加したみなさんも「もう水がこわくなくなりました。これからはこどもにも教えることができます。」と日やけた顔をほころぼせその喜びを語っていました。

一日も早く都心への通勤難の解消を



三鷹～立川間立体化複々線促進で総決起大会

一日も早く三鷹～立川間の立体複々線を実現し、青梅線、五日市線の東京直通の増発をしてほしいとの促進決起大会が、7月26日午後2時から立川市公民館ホールで開催されました。

会議には国分寺以西の13の市町村長、同議会議員、沿線の住民など四百人が参加し、行き詰っている中央線、青梅線、五日市線の輸送力増強を訴える決議文を採択しました。

この問題については、すでに昨年から、福生市ほか12の市町村で結成する促進協議会が、都心への通勤難を解消するため、一日も早く実現してもらいたいと国や都へ陳情してきましたが、いまだに事業決定されず遅れているため、総決起集会をひらいたものです。

大会は福生市長ほか昭島市、国

意見発表する市長

立市、秋多町の各代表により各市の立場から朝夕のラッシュ時の現況などが強く述べられました。

また、来賓として、国鉄問題調査会長、地元国会議員、国鉄問題調査会長、首都整備局長もお見えになりましたが、大橋国鉄調査会長(元運輸大臣)は、「こんなに地元の要望が強いとは知らなかった。早期実現に努力します。」と語りました。

また、関係市町村は、近く陳情団を編成して、関係機関に目的達成まで強く陳情することを決めました。

毎日、さわやかな通勤、通学ができるよ、みんなで力を合わせ、この運動を推進するため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

解説

現在、中央線の立体複々線化は、立川駅まで完成しておりますが、三鷹地区の人口の伸びは急激で、朝夕の通勤通学はもはや限界に達しています。

こうした事態の中で、国鉄では昨年2月「日本国有鉄道の財政の再建に関する経営の基本的計画」を発表しましたが、この中で、向う10年間に大都市への通勤通学輸送対策(約五〇〇億円)をあげていますが、特に財政再建のため効果の高いものから実施するとし、全国の主要通勤区間の路線増設

計画の中で、中央線の中野～立川間をとり入れており、しかし、いまだに事業決定していないため、総決起大会をひらき、今後も実現に向けてより強力な運動を展開することを確認しあつたものです。

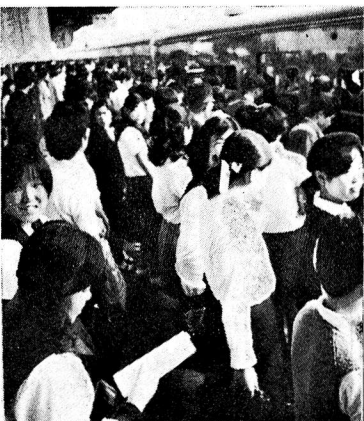
現在、青梅線の混雑さは、東鉄管内でもトップであるといわれていますが、福生駅の朝のラッシュ(7時から8時)には約五〇〇〇人の乗客があり、一日の乗客数の半数がこの時間に集中しています。

福生駅の統計によると、このラッシュ時の乗客は、年一〇〇〇名ずつ増加しているとのことであり、バス路線の多い福生駅の乗客数は、福生市のみならず、近隣町村の都心への通勤通学者の増加を加え、ますます増加を如実に示しています。

三多摩人口増加状況 (10.1)

年	三多摩	内西多摩
43	2,313,674	201,733
44	2,437,431	211,189
45	2,549,429	222,180

これに対し、青梅線の東京直通は、青梅始発三本と河



朝の福生駅

い状態です。このような問題を解決するため西多摩郡においても、すでに青梅線、八高線改善期成同盟があり、西郡の市町村と議会が一丸となって運動しておりますが、この青梅線、五日市線の東京直通の増発は基本的には立川駅や中央線の改善に関係してこるわけ

過去10年間、三多摩の人口は、百万人の増加をみましたが、今後の人口増は、西多摩地区に集中することは明らかであり、このままの状態が続けば、朝の通勤、通学は大混乱をまねくものと思われる。

安全で快適な生活を送るために一日も早く改善してもらいたい問題です。

注 立体化複々線促進協議会

加盟市町村
立川、国立、国分寺、昭島市、三鷹、町、瑞穂、羽村、秋多、奥多摩、五日市、村、日の出、松原

少年を非行から守ろう

原因は家庭放任がトップ

「うちの子に限って」という考えが最も危険」

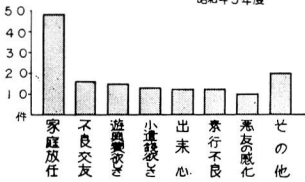
8月末から9月にかけては、長い夏休み中の不規則な生活や不良仲間とのつきあいが原因で、少年の非行が目立ってふえる時期です。昭和45年中の福生署管内の統計によれば、非行少年の総数は一四七名で、このうち六五名が福生市内の少年少女です。昭和39年当時にくらべその数は、約半数に減少しましたが、その内容はむしろ悪質化し、グループ化の傾向にあります。

この家庭放任については、立川少年センターの話では、「学校を休年、センター遊びにふけて繁華街などで補導された少年少女の両親を呼んで聞くと、どの親も『学校へ行っているとはかり思っています。』

特に小、中学生の非行は家庭放任がほとんどで、高校生になると家庭放任と不良交友が大きな原因となっています。



福生署管内非行少年原因別表 昭和45年度



- ▽ 「と異口同音に答えますが、親はもっと子どもをよく観察する必要があります。特に両親が共働きであったりして、子どもと一緒に時間をもちたい家庭では、特に注意する必要があります。ちよっと注意すれば様子が変わっているのすぐわかります。両親は気づかず近所の人があるひのひとに知らせてくれた例もあります。とにかく親は子どもをよく話し合うことも必要です」と語ってました少年や少女が「どんな問題でもよいから両親といろいろと話したかった」という言葉にもよくあらわれています。
- ▽ 最も非行の多い時期をひかえ、どこの家庭でも「うちの子に限って」という考えをすて、十分ご注意ください。

こんなときに注意

- ▽ 理由もなく学校や勤めからおそく帰る。
- ▽ 行き先も知らせずに外出し、夜遊びなどする。
- ▽ 変な友たちが尋ねてきたり、コンソコと電話や手紙のやりとりをする。
- ▽ 買い与えた覚えのない品物を持っている。
- ▽ ウソをついたり、ソワソワと落ちつかない。
- ▽ 金づかいが荒く、つり銭などをこまかす。
- ▽ 隠語をつかったり、ことばづかいが荒い。
- ▽ 必要のないシンナーや接着剤などを持っている。
- ▽ いかかわしい本など隠れて読む。
- ▽ などの態度や行動が子どもさんに見られたら不良化の赤信号です。気がついたときはすぐ注意してやり、改めさせるようにしましょう。もし、どうしてもいいかわからず困った場合は、警察の少年相談所へご相談ください。
- ▽ 庭木を見あげよう

アメリカシロヒトリ 第二回の発生に注意

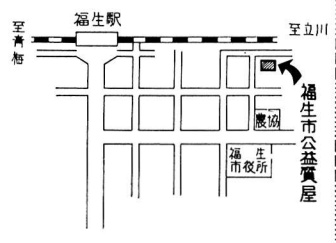
緑の大敵、アメリカシロヒトリの第二回の発生する季節になりました。こんどは8月中旬ごろから発生し始め、9月ごろから蛹になります。

成虫が木の葉の裏に卵をうみ、幼虫が集団で糸をはり、巣をつくらせているので、竹ざおの先にポロ布をつけ、火で焼いてください。幼虫は、葉の表面をのこして食べますが、葉がすけてみえたら巣があります。

もし、毛虫が散ってしまったらDEP乳剤の散布が効果があります。消毒器は、市役所経済課農務係で貸出してありますので、ご利用ください。この場合、あらかじめ連絡してください。

急にお金が必要になったとき 福生市公益質屋のご利用を！

- ▷ お金の工面は、他人にたよらず、手軽な公益質屋をご利用ください。
- ▷ 貸付 1世帯10万円まで
- ▷ 利率 年36パーセント(月割にすると3%で、1,000円で30円です。)
- ▷ 流質期限 4か月
- ▷ 営業時間 午前9時～午後6時(日曜、祭日は休業)
- ▷ 質物 装身具、電機製品、カメラ類、衣類等
- ▷ 利用方法 はじめての方は、身分と住所を証明するもの(米穀通帳または国民健康保険証、身分証明書など)と印鑑をお持ちください。



都市計画“住みよい街づくりシリーズ”



⑥ 新しい用途地域の都市計画

地域地区改正の基本方針案が、東京都から発表されました。これを機会に都市計画に重要な土地利用計画の一つである用途地域について、ご説明します。

一、用途地域とは

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれる都市では、ほっておくといろいろの用途や形態の建物が無秩序に混在し、その結果、騒音、悪臭、日照妨害などにより、生活環境が悪化するばかりでなく、商業、生産、交通、レクリエーションなどの都市の機能が混乱し、住みにくく不便な街になってしまいます。そこでこのようなことが起こらないように、建物を建てる場合にお互いを守るべき最低限のルールを決めたものが用途地域の都市計画です。

用途地域には、第一種住居専用

地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の8種類があり、それぞれに用途や形態の制限が定められています。

この用途地域は、道路、公園、下水道などと同じように都市計画の基本的な内容の一つで、市街地や、これから市街地になるようなところでは、必ず定めることになっています。

二、新しい用途地域のね

い

福生市はもちろんのこと、これまで多くの都市で用途地域が定められてきましたが、最近の建物の実態や生活環境改善の要求にあわなない面がでてきたため、これまでの制限が改正されました。そこで、今後、新しい用途地域を定める場合はもちろん、これまで決められていた用途地域についても、新しい制度によって新たに決めなおすことになりました。現在の用途地域は、昭和46年1月から3年以内に新しい用途地域に変えなければならぬことになっていますが、それまでの間は有効とされています。しかし、都市の生活環境の改善に役立てるため、できるだけ早く定めなければならないことは、いまでもありません。

新しい用途地域の主なねらい

一、用途の純化を図る

これまで、住居、商業、準工業の4種類の用途地域のほかに住居専用地区、工業専用地区の制度がありました。今回の改正によって、専用地区の制度がなくなり、新たに、用途地域に低層住宅地としての良好な環境を保護するための第一種住居専用地域、中高層住宅も建つような住宅地としての良好な環境を保護するための第二種専用地域、周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための近隣商業地域、と専用地域が設けられました。

また、新しい住居地域では、特殊浴場(トルコ風呂等)の建築が禁止され、公害を発生する工場などの制限が強化されることになりました。

二、容積率(注一)の限度を定める

市街地では、建物の容積率が大きすぎると、道路などの交通施設やその他の公共施設が足りなくなり、交通渋滞、駐車難などを引き起こし、また、必要な日照、採光通風、開放感などが保たれなくなり、不健全な街になってしまいます。

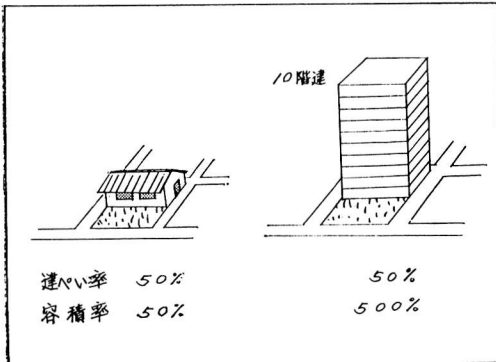
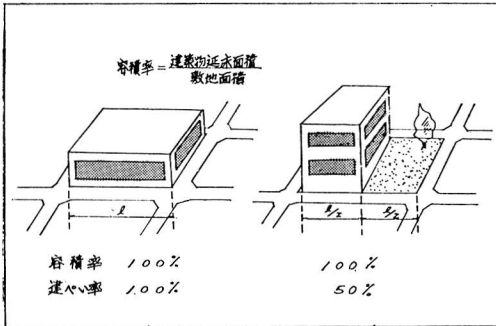
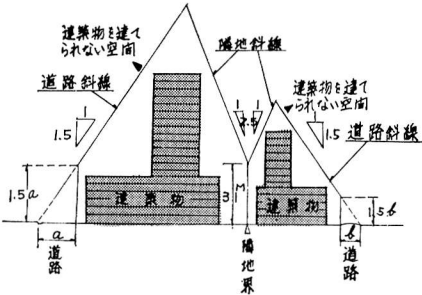
す。

これまででは、容積地区(霞が関ビル地区等)が定められていたところ以外では、住居地域内では20メートル、商業、準工業、工業の3地域内では31メートルというように一律に建物の高さの限度が定められており、建ぺい率との組合せで、結果的に容積率が制限されてきた。したがって、今回の改正によって第一種住居専用地区を除いて一律の高さ制限がなくなり、用途地域のすべてについて地区の特性に応じた建物の容積率の限度が定められることになりました。これにともなって、これまでの容積地区の制度はなくなり、したがって、新しい用途地域が定まりました。第一種住居専用地区を除いては容積率と斜線制限(注二)の限度内で、高層建築を建てることのできるようになります。なお、用途地域で定められた容積率の制限のほかに、前面道路による容積率の制限があり、敷地の接する主要な道路の幅員が12メートル未満の場合に10分の6をかけた数の容積率(例えば6メートル道路では36パーセント)までしか建てられません。

三、守りやすい建ぺい率(注三)

それぞれの建物が敷地いっぱい建てられると密集した市街地がで

隣地斜線、道路斜線図解
 (近隣商業、商業、工業、工業専用、準工業)



き、日があたらないとか風通しが悪くなるなど環境が悪化するばかりでなく、火事が発生した場合などは、とても危険な状態になります。したがって、建物を建てる時は、お互いに敷地の中に必ずある程度の空地を確保するようにしなければなりません。このため、今までは商業地域では建ぺい率は70パーセントまで、それ以外の住居地域などは、敷地面積から30平方メートルを引いた面積の60パーセントまでとされてきました。しかし、最近敷地の規模が小さくなる傾向があり、この制限が厳しすぎるようになってきました。そこで

新しい用途地域が指定されると、一般に建ぺい率の制限が緩和され、商業地域と近隣商業地域では敷地の80パーセントまで、それ以外の用途地域では、敷地面積から30平方メートルを引かないで、敷地面積の60パーセントまで建てられることとなります。ただし、第一種住居専用地域で特に良い環境を保つ必要がある場合は60パーセントのほかに、30・40・50パーセントの建ぺい率のうちから、それぞれの地区の性格に応じて適切なものが定められることとなります。

四、日照などについて配慮する

最近、住宅地内で高い建物が建って、周辺の住宅の日あたりや風通しが悪くなることによる、いわゆる日照問題などがあちこちで起きています。そこで、今回設けられた第一種住居専用地域では、建物の高さは10メートル以下におさえられ、特に北側の隣地の日あたりなどを考慮して敷地の北側の境界では高さの限度を5メートルまでとし、境界から1メートルさがこのように1・25メートルの割合でこの限度が緩和されることとなります。

した。また、第二種住居専用地域では、一般の高さの制限はありませんが、敷地の北側の境界では建物の高さは10メートルとすること、境界から1メートルとすること、1・25メートルの割合でこの限度を緩和することになっています。このほか、北側以外についても隣家の敷地や狭い道路に接している限り極端に高い建物が建つことのないようにするため、各用途地域に応じて左図のように高さの限度(斜線制限)が定められています。

(注一) 容積率
 建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合(普通はパーセントで表わします)。たとえば、平家で敷地いっぱい(普通はパーセント)に建てると、敷地の半分を使っ

(注二) 斜線制限
 敷地の境界に接して高い建築物が建たないようにするための制限で隣りの敷地の境界や敷地が接している道路の反対側の境界から建物までの水平距離との割合で、建てられる高さの限度が決まります。このため、建物を敷地の境界から離せば、一定の割合で高く建てられることとなります。

(注三) 建ぺい率
 建物の建築面積(通常の場合、いわゆる建坪)の敷地面積に対する割合(パーセント)を言います。これは、建築物が敷地をおおう割合で、同じ敷地で建坪が同じであれば階数に関係なく建ぺい率は同じです。

なお、くわしいことやお問い合わせは市役所都市計画課計画係(電話 51-1511 内線 251)へ。





⑨ 福生市生活学校

最近の日常生活において、食品公害や物価高、健康をおびやかす病などいろいろと問題となっておりますが、自分たちで、これらの問題を自主的に学ぼうとできたのが福生市生活学校です。

今年で開校以来二年目ですが、身近な問題について学習活動を続けるみなさんをご紹介します。

この学校ができたのは昭和44年当時、西多摩の四町で西多摩生活学校が開かれていましたが、福生独自で独立し、一般公募によりはじまったもので、現在会員は97名平均年齢42歳というママさん学習グループです。

学習は、自発的に、また、みんなて協力しあって続けようと、すでに食品添加物と有害食品、物価問題、婦人と健康、癌の検査などいろいろな問題にとりくんでいきます。

今年も「暮しを守る」ことを柱に食品添加物、公害問題、栄養と

健康などの問題について十回にわたる学習する予定で会費は、年三〇〇円を徴取し、運営にあていますが、長い間には身体に悪影響を及ぼすという食品添加物については、特に熱心にとりくんでいきます。

7月19日の学習会においても、立川短大の講師をお招きして、酒の中に含まれるサルチル酸、ゆでめんの中に含まれる防腐剤、漂白剤について実験をおこないました。

内臓に害を及ぼすというサルチル酸や、ゆでめんの中に含まれる防腐剤の過酸化水素(オキシフッ)などの反応があらわれると、みなさんも、さすがに緊張したおももち。

すでに前年度においても、多くの食品の添加物について実験をおこなっていましたが、みなさんに食品添加物についてお聞きしてみますと、「食品添加物についてのいろいろな知識をうることができ、買物をするときに注意しなければならぬ」と感じた。リンゴの染色など一種のわざを感じます。」と語っていました。また、ある主婦は「市場へ出まわる食品や歯みがきなどの日用品には、ほとんど添加物が含まれており、毎日無意識のうちに70種類近くの添加物を食べていることがわかりました。食生活に対し、大きく目を見開いた感じがします。こともや主人の健康管理と食生活とは切りはなすことができませんが、食事や飲料水などこまかく気をまわらなければならない」と語っていました。

会員は、現在、味噌などは、福島県から添加物のないものを選びよせ利用していますが、今までも毎年市内の業者にも、有害食品は売らないよう改善を申し入れ、その効果もあらわれているようです。とにかく、消費者の自覚だけが有害な食品を絶滅できません、食品は自然色のものを買うよう、またごぼうなどの野菜は土のついたものを買うよう呼びかけています。が、昨年の10月には、この運動を強力におしすすめようとして西多摩の生活学校と共同で、4ない運動推進のパンフレット(生産者につくらぬ、業者は売らない、消費者は買わない、食べない)をつくり、PRにつとめました。

また、毎年、一年間の活動記録をまとめて、地域の人に配布しておりますが、まだ、多くの人の自覚をうながすための徹底したPRにまでは至っていないのが、今後の一つの課題であるようです。

この点について、会員のみなさんも「今後は各種団体等の横の連絡をとり、これらの結果を一人でも多くの人に知

ってもらい、より強力な運動を願っています。また、このような学習グループが他にもっとたくさんでき、食品公害だけでなく、物価問題など、多くの人が自分の体験をつうじて自主的にいろいろな知識を得ることができれば、健康な幸せな家庭、ひいては明るい社会が必ずやられるのではないのでしょうか」と語っていました。

今後とも活躍が期待される福生市生活学校です。

実験風景



ご寄付(5月~7月)

- ▽ 電子オルガン及び椅子各1台 第4小学校へ
- ▽ 福生一〇九〇 田村半十郎氏 防犯街路灯10基 モデル配電盤セット2個
- ▽ 東京電力(株) 多摩支店青梅営業所
- ▽ 鯉約50匹
- ▽ 市役所前庭の噴水池に観賞用として 志茂五六 丸山 泰氏
- ▽ 卓球台1台、第3小学校へ
- ▽ 元第三小学校長 細谷勇太郎氏
- ▽ コピーベット1台
- ▽ 第3小学校に第3小学校PTAのベルマーク収集の成果として
- ▽ ロケットジム1基、鉄パイプ日除け、つくし保育園へ
- ▽ 熊川三七六 小堺仁七氏 応接4点セット 映写機1台 第4小学校へ
- ▽ 熊川五六 乙津房子氏 児童用図書61冊
- ▽ 第5小学校の児童用図書として 熊川一三六 瀬古 勇氏

空地に繁る夏草の刈取り

空地所有のみなさん、空地に生えている夏草を刈りとってください。犯罪を引き起す危険もあり、また蚊の発生源となるばかりでなく、冬になると枯草火災をひきおこし、大変危険です。

救急車出動件数

(46年1月~7月)

区 種	出 動 件 数	件 数	割合 %
福生市	9	46.3	
福生、瑞穂	0	0	
火災	1	1	100
風水害等	253	129	51.0
交通事故	20	6	30.0
労働災害	2	1	50.0
運動競技	77	46	59.7
運動一般負傷(家庭内)	19	12	63.2
犯罪	11	5	45.5
自殺	265	167	63.0
急病	27	12	44.4
その他	689	388	56.3
合計			

昭和45年の統計によりますと、全国のどこかで救急車が36秒ごとに出動し、国民一二人に一人が救急車を利用してします。そして、救急車利用は、年々20%以上の増加率を示しています。

福生市の場合も、昭和46年1月と7月中には出動件数は三八八件あり市民一〇一人に一人、三三三世帯に一世帯の割合になり救急車を利用してのことになりました。いつ、どこで、事故にあわないとも限りません。救急車の利用法は常識として心得ておく必要があります。

しかし、救急車がタクシー代りに乱用されたり、逆に利用の仕方がわからなかったために、時機を失して大事になることもあり、正しい利用が案外知られていないのが現状です。

そこで、救急車のあり方や正し

救急車はこんなときに ご利用を

い利用について、もう一度考えてみましょう。

◎ 救急車はこんなときに

一、災害による事故

地震、火災、水害その他の災害で、けがをしたり急病になったとき。

二、屋外での事故

交通事故、工場などでの労災事故その他屋外での作業や運動競技などで負傷したとき。

三、公衆の出入りする場所での事故

興業場、学校、百貨店、駅、競技場、道路上などで急病になつたり負傷したとき。

四、家庭内での事故

薬物中毒、ガス中毒、やけど異常分娩、腸重積や屋内作業での急病などで、ほかに搬送の手段がな、急に病院へ搬送しなければならぬとき。

◎ 救急車を呼ぶ

ときには

一、近くの消防署へかけつけるか居番かしの一九番番場所、目標、事故の内容、けがの人数を簡単に話さしり落ちついて知

らせる。

二、大規模な施設では、救急車の入口や車寄せの場所も付け加える。

三、目標のないところや夜間は近くに案内人を出しておく。

四、長く住らいの人や老人、幼児の場合には年齢と病歴も付け加える。

寡婦年金が支給されます

二主人が老齢年金を受けずになくなられたとき

老齢年金は、60歳までに25年以上(年齢によって10年から24年に縮められています) かけ金を納めたとき、45歳から支給されるしくみになっています。

ところが、せっかくご主人が、この老齢年金を受ける年数のかけ金をしているが、万一なくなればばあいは、奥さんへ、60歳から65歳までの5年間に限って、寡婦(遺族)年金が支給されます。

寡婦年金を受けるためには、ご主人がなくなられた当時、その収入によって生活以上したこと、また、結婚生活が10年以上続いていたことが条件となっています。

国民年金は、かけ金を納めた本人に年金が支給されるしくみとなっていますが、この寡婦年金は、いわば例外といえるもので、年金額は、ご主人が受ける老齢年金の半額となります。くわしいことは年金係へ。(電話151-1511内線239)

まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題・まちの話題

町会ぐるみで 花いっぱい運動

牛2町会の話題

7月11日(日曜日)牛2町会のみなさんは、今年二回目の町内の花壇の清掃と松葉ボタンや葉ゲイトウなどの植込みをおこないました。

この牛2町会の花いっぱい運動は、昭和38年から始まったもので、今年でも8年目になります。

当時、町内には草が多く、みんなで清掃していましたが、みんなで町内の空

地に花壇をつくりきれいにしよう。きつと夕方勤めから疲れて帰っても、きれいな花壇をみれば心もやわらぐだろうと作られたものです。現在、花壇は牛浜駅前、牛浜野球場前と第三小前の三カ所ですが、いづれも一年中花がみられるようにしています。

維持費は町会費から出し、年二回、毎年春と秋に花の植えつけをおこないますが、一回約七〇〇円、清掃は年四回組長が出ておこない、春と秋の花の植込みは全員がでて行なっています。

一年中花を見ようという

の目的ですが、暮から正月にかけては秋に葉ぼたんを植えて冬でも緑をたやさない方針です。

現在、おしろい花や松葉ぼたんなど美しく咲いていますが、一番の悩みは、せっかく美しく咲いているのにこれを折る人がいること。しかも、こどもでなく大人が多いとのこと。

4年前には、草花だけでなく、植木も植えましたが、夜間に盗まれてしまったため、今では草花を中心に植えています。

また、牛浜駅前の花壇は、自動車も乗りこみ、花がつぶされることもみなさんの心配のたねです。みんなで注意して、美しい花をいっぱい咲かせたいものです。



みなさんの周囲の話題を広報係までお知らせください。

企画調査室広報係
電話 51-1511 内線 212

第2回市民体育大会

水 泳 大 会

みんな参加しよう!!

第二回市民総合体育大会の水泳大会を、つぎのとおり実施いたします。はじめての大会ですが、多くの市民の参加をお待ちしていますので、要項によってお申し込みください。

市民体育大会、水泳大会のため来る9月5日(日)は、市営水泳場を休場します。一般の方は、泳ぐことができません。

なお、大会の見学等は、着衣のまま入場できます。ただし、靴の使用は許可いたしません。

早朝の山道を歩こう

夏への歩け歩け運動

つぎにより、夏の歩け歩け運動を行ないます。

早朝のすがすがしい緑の木立の中を元氣よく歩きましょう。

どうぞお気軽にお誘いあってお出かけください。

日 時 8月29日(日)
午前6時出発

集合場所 市役所前庭
コース 市役所前↓十二支点(フオークダンス)↓多摩河原(解散)

注意 軽装に運動靴でご参加ください。

台風に備えよう

いよいよ台風シーズンです。十分注意して被害を防ぎましょう。

▽台風が近づくと前の準備

(1) ラジオ、テレビで気象情報
中電灯やローソク、トランジ

スタートルラジオなどを用意する
(2) 住居付近の地形からみて、どのような災害が起きるかをよく知っておく。

(3) 安全な避難場所や道順を確認しておく。

(4) 家や塀などの補修をし、溝や下水の流れをよくしておく。

(5) 窓や雨戸などは釘、かすがいなどで止めるか、板をあてたりして早めに補強しておく。

(6) 煙突、看板なども針金などで十分に補強しておく。

(7) 電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると屋根や雨などいなどいふれ、漏電やスパークを起し、火災になったり感電の危険があるので、前もって電気会社に知らせる。

(8) 風で折れたり、電線にふれたりするおそれのある木の枝は切り落しておく。

(9) プロパンガスのボンベは倒れたり、浸水のときに濡れたりしないよう安全にとめておく。

(10) 風当たりの強い場所のガラス窓は、ビニールテープなどを貼って、補強する。

▽台風が近づいたときの準備

(1) ガケ地等の付近の人は、大雨が続くと地盤がゆるみ、ガケくずれの危険があるので十分注意する。

(2) 外出や旅行はできるだけ見合わせる。

▽避難するときの注意

(1) 火の始末と戸締りを確実にする。電気はメインスイッチを切り、ガスは元栓を止める。

(2) 消防、警察など防災関係者の指示に従って避難する。

(3) 服装は、行動しやすいものとし、風には飛ばされて来る物から身を守るため、頭には帽子、ヘルメットなどをつけて避難する。

(4) 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触れないようにする。

また、災害時で避難を必要とする事態が予想される場合は、災害対策本部を設置し、避難場所、避難経路、避難方法等は広報車等を使用し指示します。

なお、避難場所は、各小、中学校になっております。

蚊の発生やご虫の虫さされに悩む一主婦から、空地の草を刈りとするよう地主のみなさんに広報で呼びかけてください。

との投書がありました。公害係でも、現在調査中でありませが、地主のみなさんご協力をお願いします。

▽いよいよ台風シーズン、福生市の場合水よりも強風による被害が多いようです。十分注意いたしましょう。

編集室

編集室